

## 市長が定める業種

日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に規定する大分類E-製造業に属する業種（建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第2（る）項第1号及び第2号に規定する準工業地域内に建築してはならない建築物並びに産業廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第237号）第2条第4項の産業廃棄物をいう。）の処理施設の用途に供する建築物において営む事業を除く。）